

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 12 日

徳島地方裁判所民事部

裁判所書記官 定 本 和 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 3 日から 令和 8 年 9 月 9 日まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 9 月 16 日 午前 10 時 00 分 徳島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 10 月 7 日 午前 10 時 00 分 徳島地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 17 日から 令和 8 年 9 月 18 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 12 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	6, 250, 000 5, 000, 000	一括	1, 250, 000	50, 694	0
1	1, 540, 000				
2	4, 710, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 所 在 | 徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜 |
| | 地 番 | 6 0 番 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 2 5 . 6 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜 6 0 番地 6 |
| | 家屋 番号 | 6 0 番 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 3 6 . 5 0 平方メートル
2 階 2 9 . 7 4 平方メートル |
| | (附属建物) | |
| | 符 号 | 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 1 7 . 4 7 平方メートル |



徳島地方裁判所からのお知らせ（入札時の注意点）

第1 この物件では、入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札人が個人の場合）又は資格証明書（入札人が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札人が宅地建物取引業者の場合）

◆ 上記1及び2の各書面は、入札時に提出がないと無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

◆ 入札書及び上記1の書面の書式は、BITのトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、徳島地方裁判所の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

第2 入札時に提出する暴力団員等に該当しない旨の陳述書の「陳述」欄「☐ 自己の計算において・・・ありません。」の☐のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。

チェックを入れた場合には、陳述書欄外の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

◆ その他入札に関してご不明な点は、徳島地方裁判所執行官室にお問合せください。

物 件 明 細 書

令和 8 年 5 月 2 0 日

徳島地方裁判所民事部

裁判所書記官 定 本 和 也

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者（共有持分権者）A が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜

地 番 6 0 番 6

地 目 宅地

地 積 1 2 5 . 6 5 平方メートル

共有者 A 持分 1 0 分の 4

共有者 B 持分 1 0 分の 5

共有者 C 持分 1 0 分の 1

2 所 在 徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜 6 0 番地 6

家屋 番号 6 0 番 6

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき 2 階建

床 面 積 1 階 3 6 . 5 0 平方メートル

2 階 2 9 . 7 4 平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき平家建

床 面 積 1 7 . 4 7 平方メートル

共有者 A 持分 1 0 分の 4

共有者 B 持分 1 0 分の 5

共有者 C 持分 1 0 分の 1



令和8年（ケ）第7号
令和8年2月26日受理
令和8年3月24日提出



現況調査報告書

徳島地方裁判所
執行官 片山 隆雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜

地 番 6 0 番 6

地 目 宅地

地 積 1 2 5 . 6 5 平方メートル

共有者 A 持分 1 0 分の 4

共有者 B 持分 1 0 分の 5

共有者 C 持分 1 0 分の 1

2 所 在 徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜 6 0 番地 6

家屋 番号 6 0 番 6

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき 2 階建

床 面 積 1 階 3 6 . 5 0 平方メートル

2 階 2 9 . 7 4 平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき平家建

床 面 積 1 7 . 4 7 平方メートル

共有者 A 持分 1 0 分の 4

共有者 B 持分 1 0 分の 5

共有者 C 持分 1 0 分の 1

(土地・建物用)

[illegible]

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (債務者兼所有者)	1 私は確かにここに居住しています。B (債務者兼所有者)、C (債務者兼所有者)は、ここには居住していません。 2 建物はご覧のとおりです。見て行ってください。
D (介護支援専門員)	1 私は介護支援専門員としてAの担当をしています。この度、現況調査が行われると聞きましたので、本日は私が付添いとして立ち会います。
〔B、C (債務者兼所有者)からの聴取調査について〕	・ B、Cは県外に居住している。そこで、同人らに対しては書面による事務連絡文書を送付したが何らの回答も得られない。よって、同人らからの直接の聴取調査は実施できなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

執行官の意見

【不動産の形状】(民事執行法57条1項)

- ・ 本件受命物件の形状は、添付した図面及び写真のとおりである。
- ・ その概要は、物件1土地の地上に物件2建物(2階建)が築造されている。なお、物件2建物は登記上平成17年12月新築の物件である。
- ・ なお、物件1・2の所有者は、いずれもA(持分10分の4)、B(持分10分の5)、C(持分10分の1)の共有となっている。

【占有関係】(同条同項)

- ・ 物件1土地は、上記のとおり、その全面が物件2建物が存立するためにその敷地として使用され、占有されている。
- ・ 物件2建物は、Aによって居宅として占有されている。なお、その占有関係の詳細は(2枚目)に記載のとおりである。

【土地の範囲、境界】

- ・ 物件1土地につき、法務局には不動産登記法第14条第1項の地図が存在し、同地図には現地復元力がある。また、現況目視上もその範囲は比較的明瞭である。

【接道等】

- ・ 物件1土地は、その北西側が舗装市道に接面しており、接面付近での幅員は約6mである。なお、本件土地は、都市計画法上の市街化区域に位置している。

【土地の状況】

- ・ 物件1土地はその全面が物件2建物の敷地として利用されているが、北西端部分には自動車を駐車させるだけのスペースがある(写真1)。

【建物の状況】

- ・ 物件2建物は登記上平成17年新築の物件であるところ、外観目視上は、経年劣化以外は格別大きな損傷部位は見当たらない。
- ・ 本件建物は、「主たる建物」と「附属建物符号1」との間の空間には全面的にウッドデッキが設けられている。主たる建物から附属建物符号1へは、このウッドデッキを通して進入することになる。
- ・ なお、写真9にあるように、本件建物の内壁や階段の一部には、油性ペンと思われる筆記用具による落書きが多く見られるので、この点注意を要する。また、浴室の戸が取り外されている。
- ・ 物件1・2の南西側、南東側、北東側はすべて隣地に築造された目的外家屋に囲まれているため、物件2建物の全景写真としては、北西側の接面道路方面からしか撮影できなかった(写真1)。

【Aについて】

- ・ 本件調査の過程で、Aについては後見が開始されておりEが成年後見人であることが判明した。なお、Eによれば現況調査に関して特に申し述べることはなく、物件1・2自体に関しては現地で直接見分調査されたいとのことであった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年2月26日（木） 8:35 — 8:45	当庁	鳴門市役所に対し図面、航空写真などの資料請求書面作成及び送付
令和8年3月11日（水） 15:50 — 16:35	目的物件所在地	物件見分調査、聴取調査 (A、D立会)
令和8年3月11日（水） 16:45 — 16:57	鳴門市役所	接道及び公法上の規制等の調査
令和8年3月19日（木） 11:28 — 11:49	司法書士法人小笠原合同事務所	聴取調査
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
(特記事項) なし		

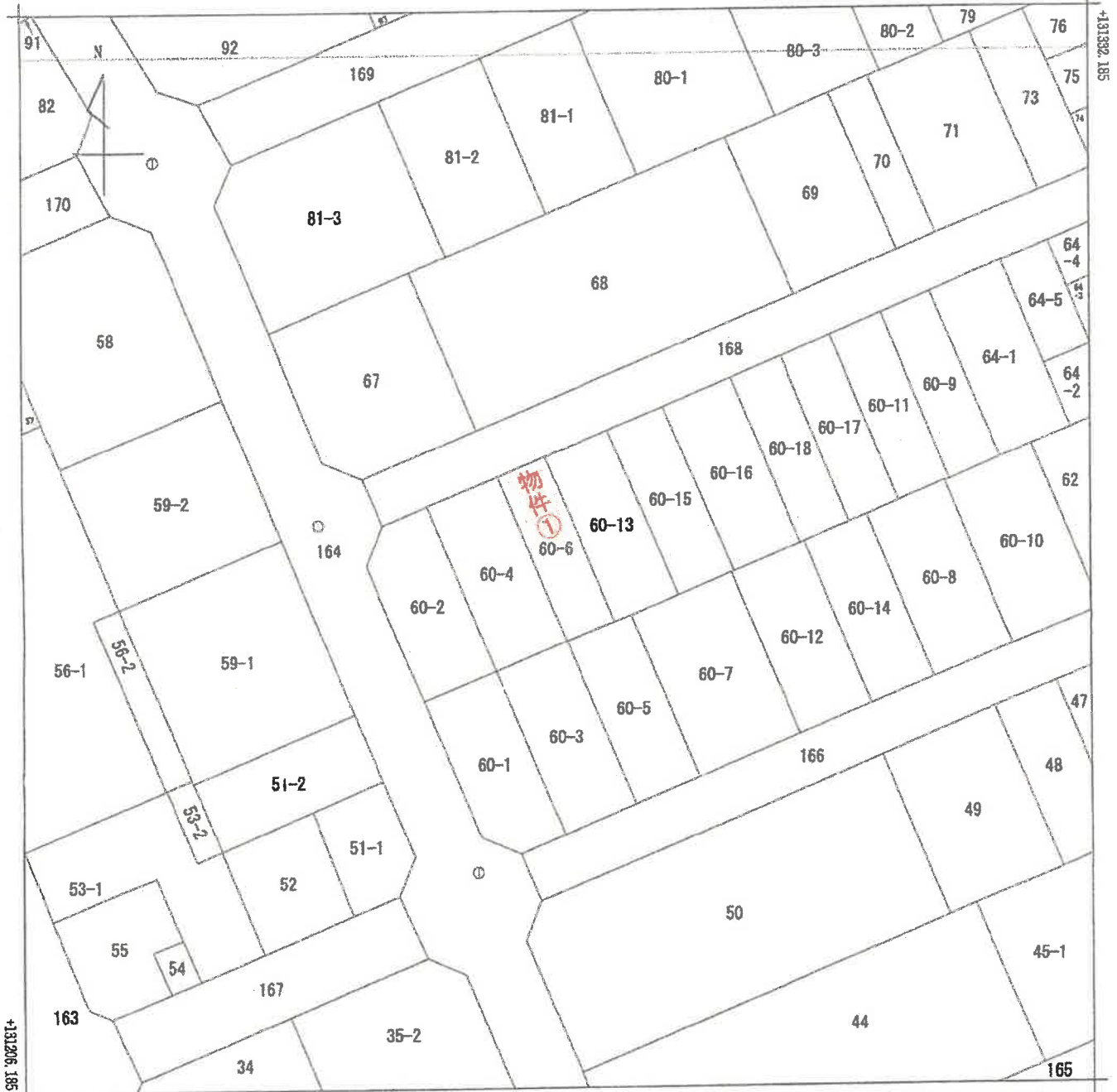
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

地図写

※法務局備付の公図を約70%に縮小

(座標値種別：図上測定)

+101890.793



+101765.793

(座標値種別：図上測定)

地番区域見出

撫養町斎田
字北浜

請求部	所在	鳴門市撫養町斎田字北浜					地番	60番6		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	Ⅳ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和47年2月				備付年月日(原図)	昭和61年2月20日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年1月21日

徳島地方法務局

地図整理番号：M37281

登記官

(1/1)

登記年月日：平成17年12月28日

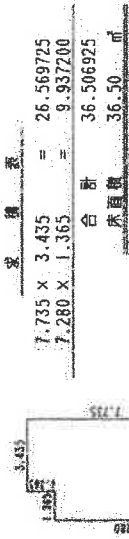
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年1月21日 徳島地方法務局

各階平面図

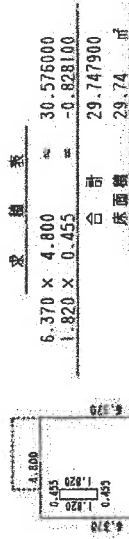
家屋番号	60番6
建物の所在	徳島市松島町富田寺北庚60番地6

建物図面

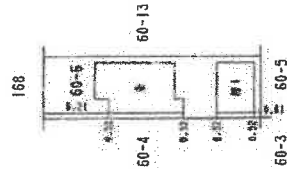
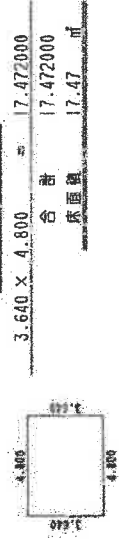
主
1階



2階



付1



作製者

縮尺 1/250

申請人

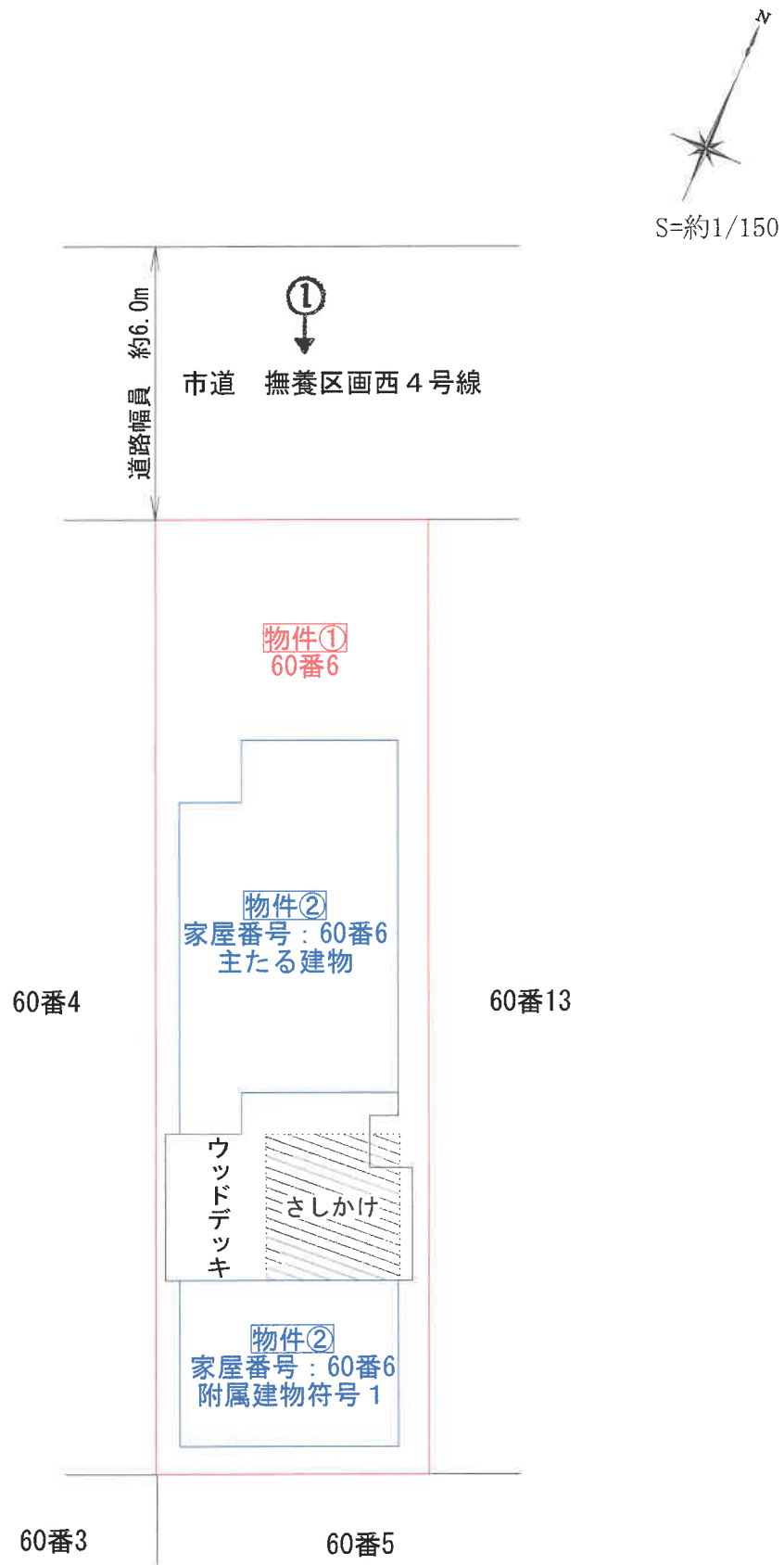
縮尺 1/500

平成17年12月28日登記

徳島県土地家屋調査士会館

地図整理番号：M37283

土地建物位置関係図



※ 当該図面は現地概測等に基づき作成したものであり、実測図ではありません。

物件②

家屋番号 60番6

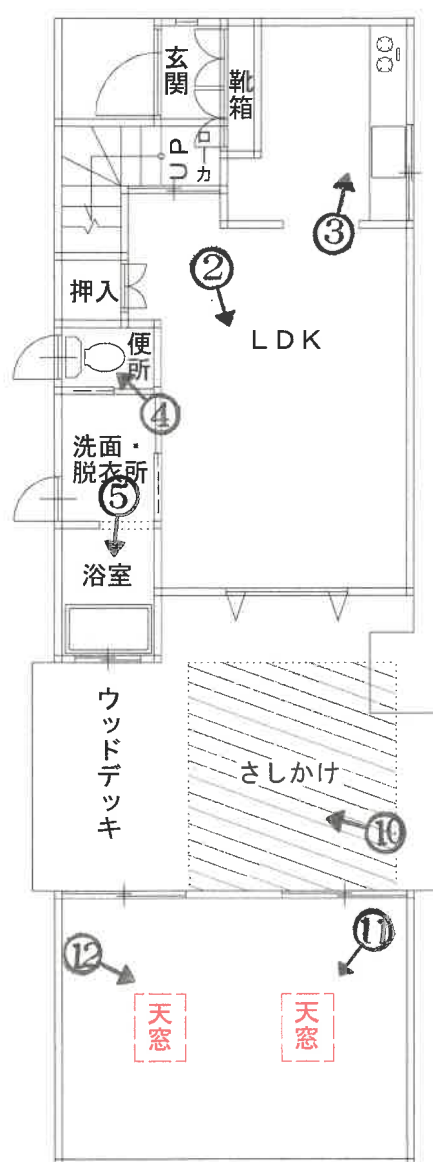
間取図



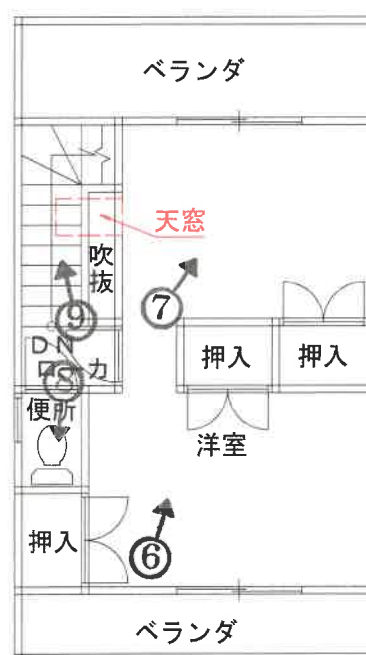
S = 約 1 / 100

主たる建物

1 階



2 階



附属建物符号 1

1



2



(11 枚目)

3



4



(12 枚目)

5



6



(13 枚目)

7



8

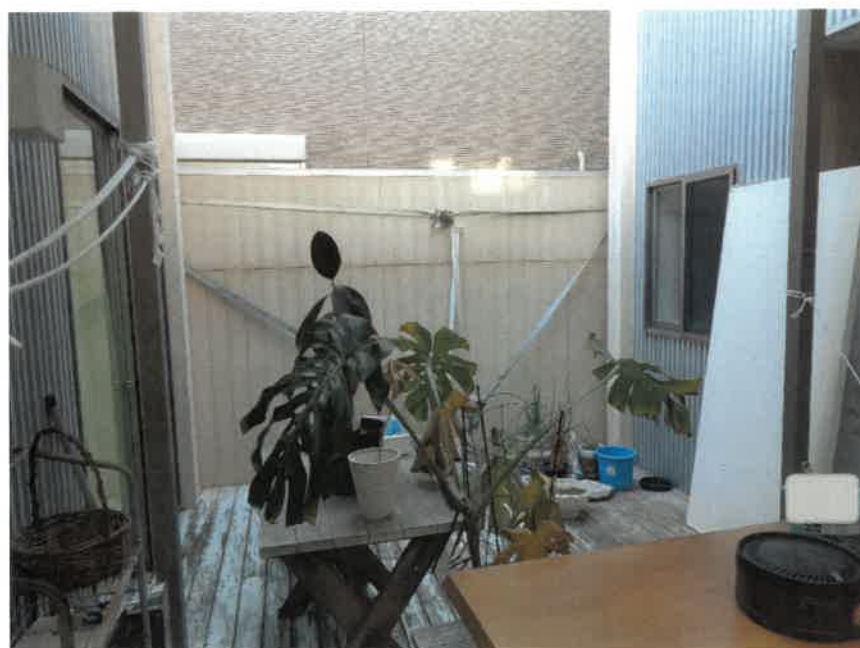


(14 枚目)

9



10



(15 枚目)

11



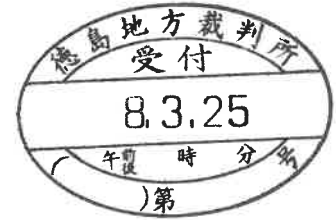
12



(16 枚目)

令和8年（ケ）第 7 号
令和8年 3月14日 現地調査
令和8年 3月25日 評 価

徳島地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士

上 垣 小 織 印

（発行番号 LB競2026-103号）

第1. 評価額

一 括 価 格	
金 8, 9 3 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 2, 2 0 0, 0 0 0 円也
物件 2 (建物)	金 6, 7 3 0, 0 0 0 円也

1. 一括価格は、上記の各不動産について、一括売却（民事執行法 61 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
3. 物件土地の内訳価格は物件建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件建物の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2. 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きを取らなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
3. 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3. 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所在地 地 地	徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜 60 番 6 宅地 125.65 m ²	
2 【主である建物】	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜 60 番地 6 60 番 6 居宅 木造かわらぶき 2 階建 1 階 36.50 m ² 2 階 29.74 m ²	
2 - 1 【上記物件 2 の 付属建物】	符 号 種 類 構 造 床 面 積	1 居宅 木造かわらぶき平家建 17.47 m ²	
番号	特記事項		
1, 2	物件 1, 2 とも A(持分 10 分の 4)、B(持分 10 分の 5)、C(持分 10 分の 1)の共有となっている。		

第4. 目的物件の位置・環境等

1 物件1土地の概況及び利用状況等

位置・交通 (道路距離)	JR 鳴門線「鳴門」駅の西方約 400m 「撫養小学校前」バス停の北東方約 170m	
付近の状況	対象不動産の存する近隣地域は J R 鳴門駅西方に広がる区画整然とした住宅地域で、中小規模一般住宅のほか共同住宅や事業所等も混在する利便性の良い地域である。中心市街地に存することから各種接近条件に優るほか、街路条件や用途の多様性も優位にあり、鳴門市内の住宅地域の中における需要は相対的に高いものと見込まれる。	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 近隣商業地域・ 80% 300% ----- -----
画地条件	地積 間口・奥行 形状 地勢 街路接面状況 街路との高低 その他	125.65 m ² 約 6m・約 21m 長方形 概ね平坦 中間画地 概ね等高 -----
接面道路の状況	北西側が幅員約 6mの舗装市道「撫養区画西 4 号線」に等高接面する(建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号)	
土地の利用状況	・物件 1 は物件 2 建物の敷地となっている。 ・北西側は上記市道と接面し、北東、南東、南西側は隣接宅地と接面する。	
供給処理施設	上水道・・・あり(前面道路に 100 mmの本管あり) ガス配管・・・なし(プロパン) 下水道・・・あり	
周知の埋蔵文化財包蔵地の指定	なし	
地下埋設物の有無	目的土地には既存の建物があるため、現地調査において地下埋設物の存否を確認することができず詳細不明であり、具体的には専門業者による調査が必要である。	
土壌汚染の有無	過去の地歴調査及び現地調査の結果から目的土地に土壌汚染が存する可能性は低いと推定されるが、確定的には専門業者による調査が必要である。	
ハザードマップ	徳島県水防・防災情報マップによると、対象物件の存する近隣地域は洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域に該当する。	
特記事項	特になし	

2 建物の概況及び利用状況

(物件2)

区 分	主である建物	付属建物 符号1
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）：平成 17 年 12 月 26 日新築 経過年数：約 20 年 経済的残存耐用年数：約 10 年	
仕 様	構 造：木造 2 階建 屋 根：陶器瓦 外 壁：サイディング、ガルバリウム鋼板等 内 壁：クロス等 天 井：クロス、合板等 床 ：フローリング等 設 備：電気、給排水 その他：-----	同左 （給排水設備なし・居室のみ）
床面積（現況）	第 3 目的物件記載のとおり	
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：別添「間取図」参照	居室のみ 別添「間取図」参照
品等	総 合：概ね良好 仕様資材：概ね良好 施 工：普通	
保守管理の状 態	壁紙に落書きが多数見られる。風呂場の扉が撤去されている。 その他は概ね経年相応。	経年相応
建物の利用状 況	A が居宅として占有している。	
有害物質使用 の 有無	アスベスト含有建材（成形板等）が使用されている可能性は低いと見込まれるが、確定的には専門機関による詳細調査を要する。	
特記事項	主たる建物と付属建物符号 1 の間は、ウッドデッキで接続している。	

第5. 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円・千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ（オ）≒カ
1	50,600	1.00	125.65	0.99	6,294,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 鳴門-9

$$\text{公示価格等} \quad \text{時点修正} \quad \text{標準化補正} \quad \text{地域格差} \quad \text{標準画地価格}$$

$$38,400 \text{ 円/㎡} \times 100/100 \times 100/100 \times 100/75.9 \div 50,600 \text{ 円/㎡}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：街路条件 100/95、接近条件 100/99、環境条件 100/85、行政条件 100/95
相乗積 100/75.9

イ 個別格差：なし

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、環境との適合性を勘案。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円・千円未満四捨五入) ア×イ×ウ≒エ
2	230,000	83.71	0.336	6,469,000

ア 再調達原価：主たる建物と附属建物符号1は一体的に設計・建築されていることから合算して評価を行った。またさしかけ、ウッドデッキ等は再調達原価に内包して査定した。

イ 現況延床面積：主たる建物及び附属建物符号1の合計延床面積

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法（定額法、経済的全耐用年数30年、経済的残存年数10年、残価率3%）と観察減価法（経年減価以外の物理的減価）を併用して以下のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \{ 3\% + (1 - 3\%) \times (10 \text{ 年} / 30 \text{ 年}) \} \times (1 - 5\%) \div 0.336$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） ア×イ＝ウ
1	6,294,000	0.50	法定地上権	3,147,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

②内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価 格 (円) (1①カ,1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円・万円未満切捨) (ア+イ) × ウ × エ × オ
1	6,294,000	-3,147,000		1.00	0.70	2,200,000
2	6,469,000	+3,147,000				1.00
一括価格 (合計)						8,930,000

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6. 参考価格資料

1 地価公示標準地：鳴門-9

所 在 鳴門市撫養町斎田字大池 1 番 4
 価 格 38,400 円/㎡
 位 置 JR鳴門線鳴門駅の西方約 1.1 km
 価 格 時 点 令和 8 年 1 月 1 日
 地 積 165 ㎡
 供給処理施設 水道、下水
 接 面 街 路 西側 幅員 3.8m 市道
 用途指定等 第 1 種中高層住居専用地域 (60, 200)
 地域 の 概 要 中規模一般住宅が多い閑静な住宅地域

(※ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当って参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。)

第7. 付属資料

- 1.位置図
- 2.地図写
- 3.地積測量図写
- 4.建物図面写
- 5.土地建物位置関係図
- 6.間取図

位置図



S=1:10,000

地価公示標準地

対象物件

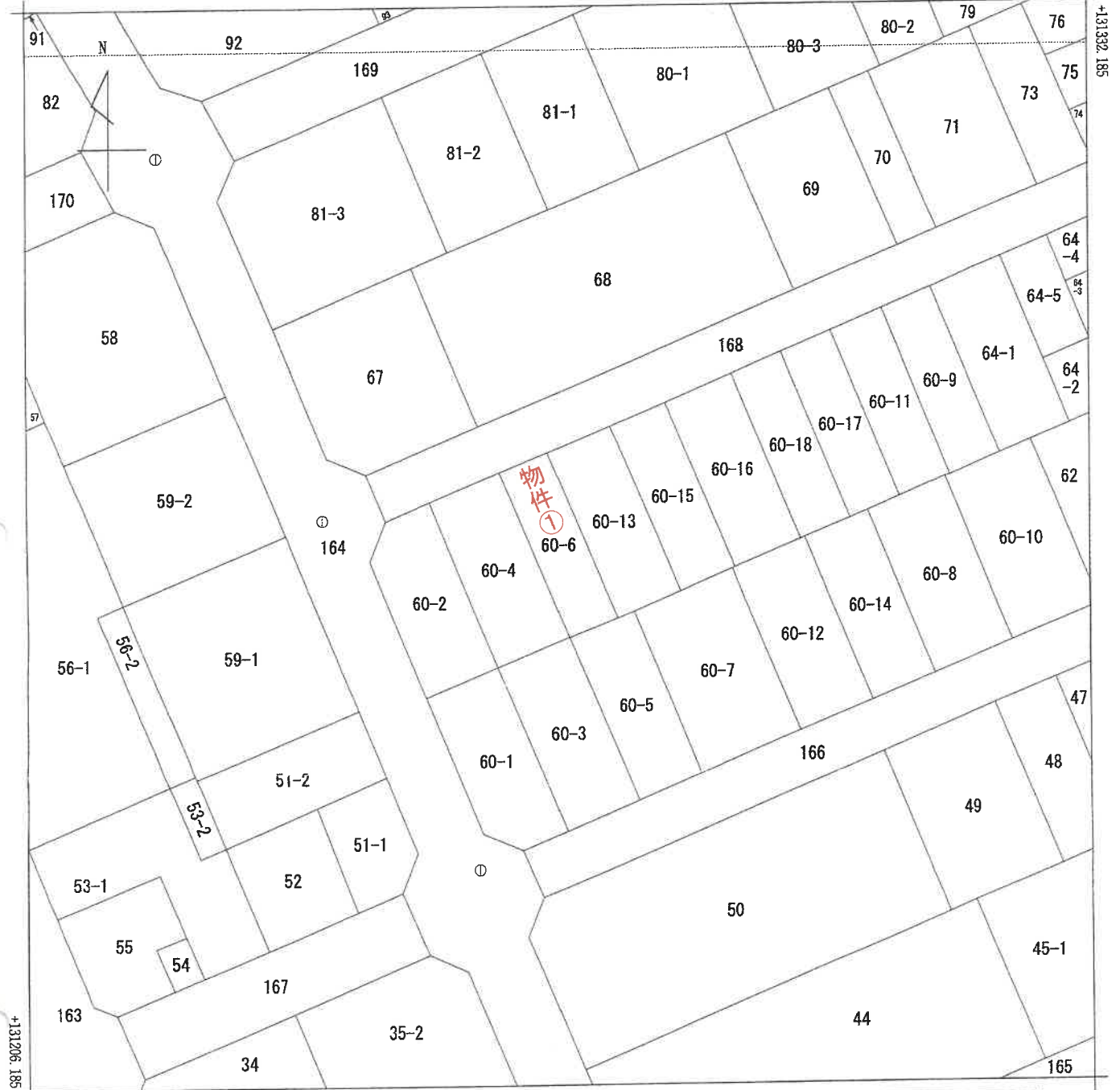
出典： 鳴門 市役所・町役場 平成・昭和 24 年作成の「白図」

地図写

※法務局備付の公図を約70%に縮小

(座標値種別：図上測定)

+101890.793



+101765.793

(座標値種別：図上測定)

地番区域見出

撫養町斎田
字北浜

請求部	所在	鳴門市撫養町斎田字北浜				地番	60番6			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	Ⅳ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和47年2月			備付年月日(原図)	昭和61年2月20日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年1月21日
徳島地方方法務局

地図整理番号：M37281

登記官

(1/1)

登記年月日：平成16年11月24日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年1月21日 徳島地方裁判所

1032639

前 60-6 様 新

地 番 60-6.13

地 積 測 量 図

土地の所在 徳門市無量町藤田寺北浜

物件①

座 標 変 換 表

座 標	① 60-6
測 点	X_n
35	203.042
44	203.049
83	205.428
84	224.656
49	222.270
	Y_n
	40.973
	140.989
	146.472
	38.135
	32.633
	$X_{n+1} - X_n$
	-2709.642033
	336.399754
	3164.820504
	2326.469670
	-2866.729662
	$Y_{n+1} - Y_n$
	251.318233
	125.6591165
	125.65

測 点	① 60-13
83	X_n
74	205.428
91	206.234
92	206.611
84	224.656
	Y_n
	146.472
	148.332
	145.474
	138.135
	335.307072
	$X_{n+1} - X_n$
	-2698.307184
	472.140756
	3323.086655
	2334.130330
	-3095.743485
	$Y_{n+1} - Y_n$
	167.6535360
	167.65

測 点	① 60-14
公 道	X_n
	1049.7521115
	Y_n
	283.3126525
	756.4394590
	756.43

引 取 点 表

点 名	X 座 標	Y 座 標
境界点 P1	174.448	141.056
境界点 P2	183.274	161.374
点 名	X 座 標	Y 座 標
35	203.042	140.973
44	203.049	140.989
74	206.234	148.332

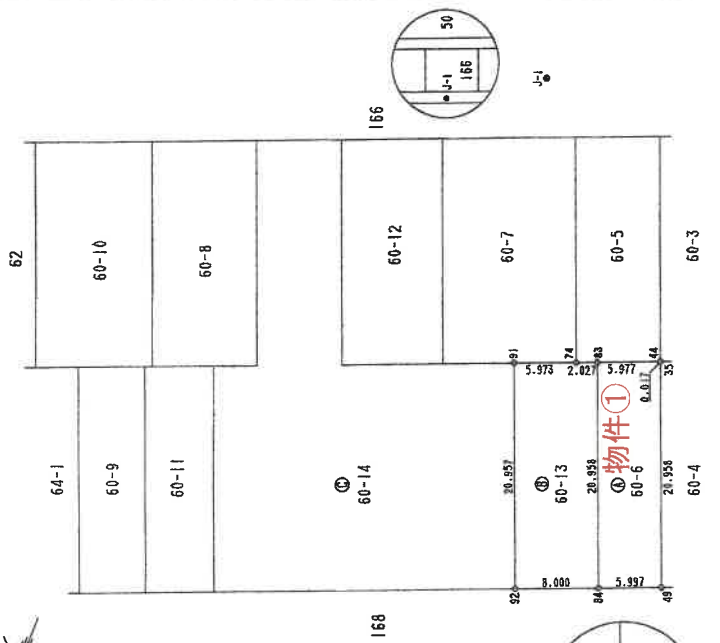
境 界 線

49.84.92-側溝に金属プレート

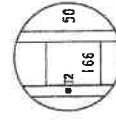
83.91-側溝に金属プレート

界 測 点

T2.J-1-1-金属板



T2



平成16年11月24日
平成

作製者

申請人

縮尺 1/500

徳島県土地家屋調査士会 用紙

平成16年11月24日 登記

地図整理番号：M37282

登記年月日：平成17年12月28日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年1月21日 徳島地方法務局

登記官

各階平面図

60番6

建物図面

家屋番号

建物の所在
鳴門市撫養町斎田字北浜60番地6



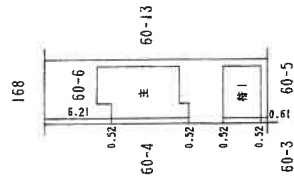
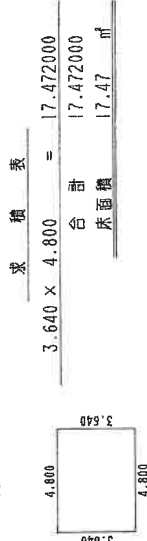
主
1階



2階



付1



作製者

縮尺
1/250

申請人

縮尺
1/500

徳島県土地家屋調査士会印

平成17年12月28日登記

物件②

建物図面写

※法務局備付の図面を約70%に縮小

土地建物位置関係図



※ 当該図面は現地概測等に基づき作成したものであり、実測図ではありません。

物件②

家屋番号 60番6

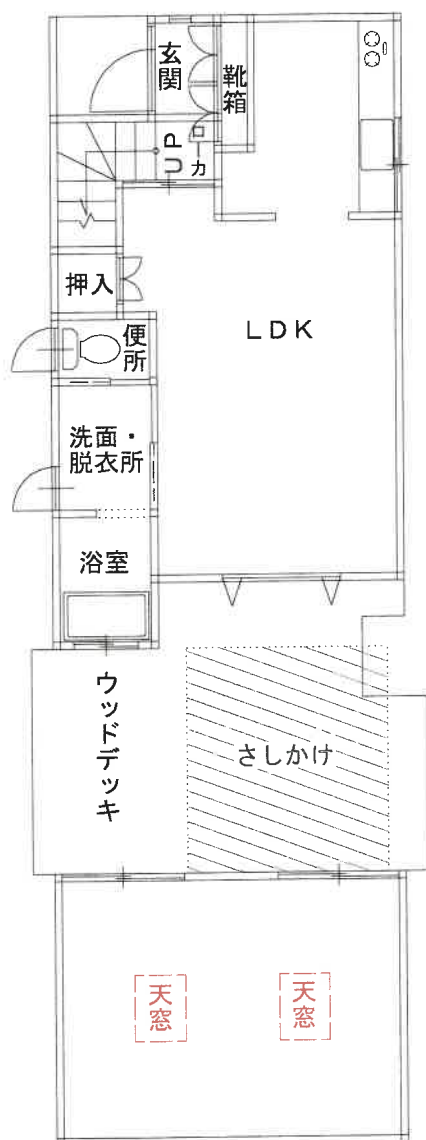
間取図



S = 約 1 / 100

主たる建物

1階



附属建物符号 1

2階

